

宿泊約款・規約 - BELLUSTAR TOKYO, A Pan Pacific Hotel

目次

利用規則	2
宿泊約款	5
レストラン利用規約	12
宴会利用規約	14
婚礼披露宴規約	19

2023年02月

BELLUSTAR TOKYO 利用規則

BELLUSTAR TOKYO では、お客さまに安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条およびレストラン利用規約第 2 条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条およびレストラン利用規約第 1 条により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故については、お客さまに損害のご負担をいただくこともございますので、特にご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

第 1 条 安全と保安上お守りいただきたい事項

1. 「避難経路図」は、各客室ドア内側や非常階段スペースに表示しておりますので、ご確認ください。
2. 暖房用、炊事用などの火器などの持込みはおやめください。
3. 客室内は禁煙です。指定された喫煙室、喫煙場以外での喫煙はおやめください（健康増進法第 5 章第 2 節 25 条）。なお、本項については電子たばこも適用いたしますのでご了承ください。喫煙が判明した場合には、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用、その他補修等にかかる費用を請求させていただくこともございますのでご了承ください。
4. 濡れた衣類やタオルなどを乾燥させるため、照明器具にのせたりランプシェードにかけたりしますと、火災の原因になります。大変危険ですのでおやめください。
5. その他火災の原因になるような行為はおやめください。
6. ご宿泊中、客室から出る際は、必ず施錠をご確認ください（当ホテルは自動施錠になっております）。
7. ご就寝中は内鍵、および掛け金をおかけください。ご来客があった場合には不用意にドアを開扉なさらず、ドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合は、レセプションまでご連絡ください。
8. バスタブへの湯張り中、仮眠その他の事由により開栓を放置しますと、湯があふれて、重大な漏水事故となりますのでご注意ください。
9. 外来のお客さまと客室内でのご面会は、ご遠慮いただいております。
10. ご宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。
11. お車ご利用のお客さまは、所定の駐車場に駐車をお願いいたします。
12. 当ホテル利用客が駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任は、負わないものとします。

第2条 貴重品、遺失物の取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管は、客室に備え付けのセーフティボックスをご利用いただくようお願いいたします。上記の手続きを経ずに、現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償いたしかねますのでご了承ください。
2. ホテル内での遺失物の処理は一定期間ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

第3条 お支払いについて

1. 料金は、通貨または当ホテルが認めた、宿泊券、クレジットカードによりお支払いいただきます。ただし、ご滞在中やレストラン利用中、当ホテルからお勘定書の提示がございましたら、その都度ご精算をお願いいたします。
2. ご予定の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめレセプション・スタッフにご連絡ください。ご延長の場合は、それまでのご利用代金のお支払いをお願いいたします。
3. ホテル内のレストラン・バーなどの利用料金を客室づけされる場合は、客室のキー（カードキーとキーケース）をご提示ください。（お名前を伺うこともございます。）客室づけでのご利用はお断りする場合もございます。
4. 到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。また、ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたら、その都度フロントでのご精算をお願い申し上げます。
5. お買い物代、航空券、列車やバスなどの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物発送料などの立て替えは、原則お断りさせていただきます。
6. 宿泊料および飲食料金には、勝手ながらサービス料が加算されている場合がございます。なお、従業員へのお心づけは辞退いたします。
7. 客室からホテル外部へのお電話をご利用の際は、ホテル規定の利用料金が加算されます。

第4条 禁止事項

1. ホテル内への他のお客さまのご迷惑になるようなもののお持ち込み
 - (1) 犬、猫、鳥などの動物、ペット類全般（ただし、法で定める介助犬は除く）
 - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - (3) 悪臭および強い匂いを発する物
 - (4) 許可証のない鉄砲、刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物および物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられている物
 - (7) その他法令で禁じられている行為

2. ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客さまにご迷惑となったり不快感を与えたりするような行為
3. ホテルの外観を損なうような物を客室やレストランの窓に掛けたり、窓側へ陳列したりする行為
4. 当ホテルの許可がない客室やロビーなどホテル館内での営業行為
5. 当ホテルの許可がない広告、宣伝物の配布や、物品の販売
6. ホテル内で施設、備品を所定の場所や用途以外で使用するこゝとや、現状を著しく損なうようなご利用
7. ホテル内で撮影された写真などを許可なく営業上の目的で公にする行為
8. 廊下やロビーに所持品を放置すること
9. ナイトウェア、浴衣、パジャマ、スリッパ等で廊下、ロビーおよびレストラン・バーなどの営業施設のご利用
10. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情以外での、ホテル従業員エリア、非常階段、屋上、塔屋、機械室などの施設への立ち入り
11. ホテル外部からの飲食物の出前(但し、ホテルが提携した飲食店等は可)
12. ホテル建造物、家具、備品、その他物品の損傷、汚染、または紛失をされた場合、相当額を弁償していただくことがございます

第5条 ホテル利用契約の解除

1. 宿泊またはホテルを利用しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力の場合は、当ホテルの入館をお断りいたします(予約後、あるいは利用中にその事実が判明したときは、その時点で利用をお断りいたします)。
2. 宿泊またはホテルを利用しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体である場合、またホテルを利用しようとする者が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいる場合は、利用をお断りいたします(予約後、あるいは利用中にその事実が判明したときは、その時点で利用をお断りいたします)。
3. 宿泊またはホテルを利用しようとする者が宿泊施設、もしくはホテル施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様の行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったと認められるときは、利用をお断りいたします。

第6条 エコロジー活動

1. 資源を大切に使うため、節電、節水にご協力をお願いいたします。

第7条 利用規則の変更

1. 本利用規則は、民法に定める定型約款に該当し、利用客の一般の利益に適合する場合、

または、変更の必要性および相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本利用規約の各条項を変更いたします。

2. 本利用規約が変更された場合には、変更後の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものいたします。なお、本利用規約を変更する場合には、変更内容などを記載した書面または客室テレビ内インフォメーションなどを用いて適切な方法にて周知いたします。

宿泊約款

第 1 条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものいたします。
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものいたします。

第 2 条 宿泊契約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名および宿泊人数
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として注釈第 1 による）
 - (4) a. 申込者名およびその連絡先 b. 宿泊料金の支払者名およびその連絡先
 - (5) 前泊地および後泊地
 - (6) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に本条第一項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取り扱いたします。

第 3 条 宿泊契約の成立など

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものいたします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。プランにより別途定めている場合は、この限りではありません。
3. お預り金や申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金やホテル利用料金に充当し、本約款第 6 条および第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約

金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、本約款第 12 条の規定による料金の支払いの際に返金いたします。

4. 本条第 2 項のお預り金や申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した期日までに
お支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものいたします。ただし、
お預り金や申し込み金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に
告知した場合に限ります。

第 4 条 お預り金、申し込み金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項のお預り金や申し込み
金の支払いを要しないこととする特約に応じることがございます。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項のお預り金や申し込み
金の支払いを求めなかった場合、および当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった
場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いいたします。

第 5 条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがございます。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反す
る行為をする恐れがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。もしくはその他感染
により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会
的勢力であるとき
 - (6) 宿泊しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団
体であるとき
 - (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき
 - (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝な
ど、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、また
はかつて同様の行為を当ホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (10) 宿泊しようとする者が泥酔などにより、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがある
と認められたとき。あるいは、迷惑を及ぼす言動をしたとき

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（本約款第3条第2項の規定により当ホテルが申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、注釈第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが本約款第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、クレジット登録のない宿泊客が連絡なしで宿泊日当日18時になっても到着しないとき、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことができます。

第7条 当ホテルによる契約の解除

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき、もしくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき、症状の有無に関わらず、感染防止対策の協力要請に正当な理由がなく応じないとき
 - (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (4) 宿泊しようとする者が泥酔などにより、他の宿泊客に影響を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (5) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (6) 指定された喫煙室、喫煙場以外で喫煙したとき
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力であるとき
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
 - (10) 宿泊しようとする者が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき
 - (11) 宿泊しようとする者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったことが判明したとき
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供をう

けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのレセプションにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
- (2) 日本国内に住所を持たない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日（パスポートのコピー）、前泊地および後泊地
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が本約款第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後3時から翌日の正午までといたします（チェックイン／チェックアウト時間を限定した宿泊プランを除く）。ただし、連続して宿泊する場合において、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがございます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) チェックアウト日の正午から午後3時まで超過・・・室料金の30%
- (2) チェックアウト日の午後3時から午後6時まで超過・・・室料金の50%
- (3) チェックアウト日の午後6時から翌日正午まで超過・・・室料金の100%

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は当ホテル内においては、別に定めるBELLUSTAR TOKYO利用規則に従っていただきます。

第11条 営業

1. 当ホテルの施設などの詳しい営業時間は、各所の表示などでご案内いたします。
2. 前項の営業時間は、必要またはやむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳は、注釈第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金などの支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカードなどこれに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、レセプションにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条 契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

1. 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものといたします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当いたします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 寄託物の取扱い

1. 宿泊客がレセプションにお預けになった物品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってレセプションにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損などの損害が生じた場合以外は、当ホテルは責任を負いかねます。
ただし、宿泊客から、あらかじめ種類および価額の明告がなく、ホテルの責任に帰するものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたします。

第 16 条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任をもって保管いたします。手荷物は、宿泊客がレセプションにおいてチェックインする際にお渡し、または客室にお届けいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき取り扱いたします。
3. 本条第2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、本条第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、本条第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものといたします。
4. 拾得物は一定期間保管をし、その後は遺失物法に基づいて取り扱いたします。

第17条 駐車場の責任

1. ホテル利用客が東急歌舞伎町タワー地下駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その倍書の責めに応じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 個人情報の取扱い

1. 当ホテルでは、お客さまから提供される個人情報について、別に定める当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱いたします。

第20条 免責事項

1. 当ホテルからのコンピューター通信のご利用にあたっては、ご利用者ご自身の責任において行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルの故意または重過失による場合を除き、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為があり、これにより当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償していただきます。

第21条 約款の変更

1. 本約款は、民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性および相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本約款の各条項を変更いたします。
2. 本約款が変更された場合には、変更後の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定め

る効力発生日から変更後の内容が適用されるものいたします。なお、本約款を変更する場合には、変更内容などを記載した書面または客室テレビ内インフォメーションなどを用いて適切な方法にて周知いたします。

注釈第1 宿泊料金などの内訳（第2条第1項および第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額は下記の合計となります。

- 宿泊料金 ① 室料+サービス料
- 追加料金 ② 飲食料およびその他の利用料金（手数料、サービス料含む）
- 税金 諸税

※ 税法が改正された場合はその改正された規定によるものいたします。

注釈第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日と申し込み人数に応じて下記のように定めます。

- 一般
 - 不泊 100%
 - 当日 100%
 - 前日 100%（15時以降）
80%（15時まで）
- 団体（10室以上）
 - 不泊 100%
 - 当日 100%
 - 前日 100%
 - 7日前 80%
 - 30日前 50%
 - 60日前 30%
 - 90日前 20%
- 団体（31室以上）
 - 不泊 100%
 - 当日 100%
 - 14日前 100%
 - 30日前 80%
 - 60日前 50%
 - 90日前 30%

※ %は、予約時の宿泊料金に対する違約金の比率を示します。（サービス料及び消費税は含まない）

※ 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を取受いたします。

レストラン利用規約

BELLUSTAR TOKYO のレストランでは、お客さまにご満足していただけるようご利用に関して、下記の通り利用規約を設けておりますので、了承くださいますようお願い申し上げます。

第 1 条 ご利用の拒否、および予約・契約の解除

次に掲げる場合において、ご利用（ご利用に際しての予約・契約を含む）をご遠慮いただいております。また、予約・契約を締結した後において、その事実が判明したときは、その時点で予約・契約を解除いたします。

1. 利用者に次の事由に該当する者がいる場合
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
 - (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
2. レストランもしくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など、威圧的行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様の行為を当レストラン、もしくは他のレストランで行ったと認められる場合
3. 他の利用者に対し、著しい迷惑を及ぼす言動を行った場合
4. 利用しようとする者が明らかに伝染病にかかっている場合、もしくはその他、感染によ

り罹患する恐れのある疾病にかかっている場合

5. 予約・契約の内容（使用目的）がお申し込み時と異なり、明らかな虚偽の申告をした場合
6. 各レストランが定めるドレスコードを逸脱している場合（ドレスコードはスマートカジュアルスタイルでお願いしております）

第2条 利用規則の遵守

1. レストランを利用されるお客さまは当ホテル内において、別に定める BELLUSTAR TOKYO 利用規則にご承諾いただいたものといたします。

第3条 禁止事項

1. 次に掲げる事項につきましてはご遠慮くださいますよう、お願いいたします。
 - (1) 犬・猫・鳥などの動物、ペット類全般の持ち込み（ただし、法で定める介助犬は除く）
 - (2) 発火、または引火しやすい火薬や揮発性油類および危険性のある製品の持ち込み
 - (3) 強い香りまたは悪臭を発生する物の持ち込み
 - (4) 他店、もしくは私的な飲食物の無断持ち込み
 - (5) 法令または公序良俗に反する行為、および他のお客さまの迷惑や不快感を与えるような言動
 - (6) 当ホテルで販売するテイクアウト商品以外の食品の持ち込み
 - (7) 店内でのマナーモードおよびサイレントモード以外の携帯電話の利用
 - (8) 許可なき机・椅子などの備品の移動
 - (9) その他法令で禁じられている行為

第4条 営業

1. 当ホテルの主なレストランは次のとおりとし、レストランなどの詳しい営業時間はウェブサイトを、各所でご案内しております。

Restaurant Bellustar 45階

Bar Bellustar 45階

鉄板「天祐」 45階

鮨「甚江」 45階

2. 前項の営業は、必要な場合、もしくはやむを得ない場合には変更することがございます。

第5条 キャンセルポリシー

1. ご予約について、原則として料理内容の金額および個室料より、規定のキャンセル料を申し受けいたします。

5 日前 30%

3 日前～前日 50%

当日 100%

2. 料理がお決まりでない場合、ご予約レストランのご予約時刻での最低コース料金をご人数さま分申し受けいたします。
3. 天災などのやむを得ない理由でのキャンセルは該当いたしません。

第6条 免責事項

1. 当ホテルで販売しているテイクアウト商品で、ご購入後に消費期限を過ぎた場合、レストランはその責任を負いかねます。
2. メニューは、仕入れの状況により、変更をさせていただく場合がございます。
3. アレルギーのあるお客さまはあらかじめお申し出ください。お申し出がない場合、レストランはその責任を負いかねますのでご了承ください。

第7条 損害賠償

1. お客さまの過失によりレストランの施設・什器などを破損・損傷しないよう充分にご注意ください。
2. 故意に施設・什器備品などを破損・損傷した場合、相当額を弁償していただく場合がございますのでご了承ください。

第8条 ご利用人数の確定

1. ご予約の場合、ご利用人数につきましては、ご利用前日の午前中までにレストラン担当者にご連絡ください。

第9条 利用規約の変更

1. 本利用規約は、民法に定める定型約款に該当し、利用客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性および相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本利用規約の各条項を変更いたします。
2. 本利用規約が変更された場合には、変更後の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものといたします。なお、本利用規約を変更する場合には、変更内容などを記載した書面または客室テレビ内インフォメーションなどを用いて適切な方法にて周知いたします。

宴会規約

BELLUSTAR TOKYO では、ご宴会を円滑に執り行うため、下記の通り規約を定めておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 お申し込み

1. 仮予約

宴会場のお申し込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申し込み日より1週間（7日間）とさせていただきます。この期間内にホテルに開催の有無をご連絡ください。仮予約期間内に当ホテルにご連絡のない場合には、開催の予定がないものとさせていただきます。

2. 成約

決定連絡後、宴会承り書の取り交わしまたはお申し込み金のお支払いをもって成約とさせていただきます。お申し込み金の金額は宴会の内容に基づいて、当ホテルより提示させていただきます。

第2条 内金

1. 当ホテルから提示いたしました金額を内金として、宴会の開催日の7日前までに当ホテルにお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、宴会を取消しとさせていただきます場合がございます。

第3条 最終確認

1. お見積の人数および料理の数にご変更のある場合は、その都度ご連絡くださいますようお願いいたします。宴会の開催日の前々日正午までご変更を承りますが、減数にしましては最終お見積の人数および料理の数の10%迄とさせていただきます。このお申し込み者からのご通知をもって最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合にはお見積の通りとさせていただきます。

第4条 宴会時間

1. 宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（宴会時間）は所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。ただし、次の宴会場使用時刻との関係で、ご利用時間の超過に応じられない場合もがございます。

第5条 精算

1. 宴会終了後、確定したご利用金額（精算金額）につきましては、当ホテルが事前に確認したお支払い日までに、その費用をお支払いいただきます。精算金額に対して内金の過剰入金がある場合には、その差額を当ホテルより返金いたします。

第6条 装飾・余興などのお手配

1. 原則として宴会に関する装飾・装花・音楽・余興・音響照明およびパーティコンパニオ

ンなどにつきましては、ホテルから指定業者に手配させていただきます。

2. ホテルの了解のもとに、お申し込み者が直接手配された業者の行う事柄については、宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡ください。ホテル側の事前の同意を得ないで直接業者にご手配なさることはご遠慮ください。なお、お申し込み者手配の業者に対する指示に関してはホテルの指示に従っていただきます。

第7条 損害賠償

1. お申し込み者（お申し込み者側の全ての関係者・主催者・宴会出席者を含む）またはお申し込み者が手配された業者の故意または過失により当ホテルが損害（ホテル施設・什器備品などの破損・損傷・汚損など）を被った場合は、当該お申し込み者にその損害を賠償していただきます。

第8条 施設内における事故・紛失・盗難

1. 施設内においてお客さまの管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条 契約締結の拒否

1. 宴会にご出席されるお客さまが、次の項目に抵触する場合、または天災や施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合は、宴会のお申し込みをお断りさせていただくことがございます。この場合、契約締結の拒否に伴う損害賠償などは負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
 - (2) 他のお客さまに迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは、迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (3) 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力であることが判明したとき
 - (5) 暴力団などが事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (6) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
 - (7) 当ホテル、もしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した場合、またはかつて、同様の行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったと認められるとき
 - (8) この「宴会規約」および個別に結んだ契約に違反するとき

第10条 契約解除

1. 次の項目に該当、もしくは抵触した場合はホテル側より宴会をお断りするか、既にご契

約をいただいている契約を解約させていただく場合がございますのでご了承ください。

この場合、契約解除に伴う損害賠償は負いかねますのでご了承ください。

- (1) 宴会に出席する者が、法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると認められるとき
- (2) 他のお客さまに迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき
- (3) 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき
- (4) 天災または施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができないとき
- (5) 宴会に出席する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または関係者などの反社会的勢力であることが判明したとき
- (6) 宴会に出席する者が、暴力団などが事業活動を支配する法人その他団体であるとき
- (7) 宴会に出席する者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- (8) 宴会に出席する者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した場合、またはかつて、同様な行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったと認められるとき
- (9) 宴会に出席する者が、明らかに伝染病にかかっている場合、もしくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき
- (10) 宴会の内容（使用目的）がお申し込み時と異なり、明らかな虚偽の申告が判明したとき
- (11) その他この「宴会規約」および個別に結んだ契約に違反したとき

第 11 条 禁止事項

1. 次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
 - (1) 犬・猫・鳥などの動物、ペット類全般の持ち込み（ただし、法で定める介助犬は除く）
 - (2) 発火、または引火しやすい火薬や揮発性油類および危険性のある製品の持ち込み
 - (3) 強い香りまたは悪臭を発する物の持ち込み
 - (4) 法令または公序良俗に反する行為、および他のお客さまの迷惑や不快感を与えるような言動
 - (5) 許可なきホテル備え付け品の移動
 - (6) 使用目的以外でのご利用
 - (7) その他の法令で禁じられている行為

第 12 条 取消料・日程変更

1. 成約後のお取消しおよび日程変更の場合には、開催日より起算した取消日・変更日に応じて、原則として下記の取消料および変更料をいただきます。

成約日から開催日の 121 日以前 最も新しい見積総額の 10%+実費
開催日の 120 日前より 90 日前まで 最も新しい見積総額の 20%+実費
開催日の 89 日前より 30 日前まで 最も新しい見積総額の 30%+実費
開催日の 29 日前より 8 日前まで 最も新しい見積総額の 50%+実費
開催日の 7 日前より前日まで 最も新しい見積総額の 80%+実費
開催日当日 最も新しい見積総額の 100%+実費

※ 「最も新しいお見積総額」とは、お客さまとホテルにて取り交わした最新の見積書における、申し込み金ならびに入金済み金額を含んだ総額を指します

※ 「実費」とは既にご注文済みの印刷物などの費用およびその他外注品などの解約料を指します

※ 日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取消料とさせていただきます

第 13 条 個人情報の取り扱い

当ホテルでは、お客さまから提供される個人情報について、別に定める当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱いたします。

第 14 条 規約の変更

1. 本規約は、民法に定める定型約款に該当し、利用客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性および相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本規約の各条項を変更いたします。
2. 本規約が変更された場合には、変更後の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものといたします。なお、本規約を変更する場合には、変更内容などを記載した書面または客室テレビ内インフォメーションなどを用いて適切な方法にて周知いたします。

婚礼披露宴規約

BELLUSTAR TOKYO ではご披露宴を円滑に執り行うため、下記の通り規約を定めておりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 契約の成立

1. 挙式・披露宴のご予約をいただく際には、申込書に必要事項をご記入いただき、申込者の署名および申込金のお支払いをいただきます。お預かりした申込金は挙式・披露宴における実施費用の一部とさせていただきます。なお、申込金は 10 万円となり、お支払いをもって契約の成立とします。

第2条 披露宴時間と追加室料

1. 宴会場などの使用時間は取り決めた使用時間内とさせていただきます。取り決めた使用時間をお客さまの都合により超過した場合は、所定の追加室料および延長に関わるその他の費用などを申し受けることがございます。ただし、次の宴会場使用時間との関連でご利用時間の延長に応じられない場合もございます。

第3条 お支払い

1. 披露宴の費用は、ホテルより提示する概算見積金額に対し、以下の金額を銀行振り込み、または現金にてお支払いください。指定した期日までにお支払いいただけない場合は、契約はその効力を失うものいたします。この場合、第5条に定める取消料を申し受けます。なお、過不足が発生した場合は披露宴開催日から 30 日以内に精算するものいたします。

開催日の 1 ヶ月前まで 概算見積金額の 50%

開催日の7日前まで 概算見積金額の100%

第4条 人数確定後の変更

1. ホテルが指定した期日に最終確定した人数・数量より、披露宴にご出席されるお客さまの人数および物品の数量が減少した場合であっても、最終確定数の請求をさせていただきます。

第5条 取消料と期日変更

1. 既にご契約をいただいた挙式・披露宴のお取消料および期日変更の場合は、下記の取消料、および期日変更料を申し受けいたします。

・ 取消料と期日変更料

お申込日より181日前まで 申込金の50%

180日前より121日前まで 申込金全額および実費諸費用

120日前より91日前まで 申込金全額と最も新しい見積総額の20%ならびに実費諸費用

90日前より31日前まで 申込金全額と最も新しい見積総額の30%ならびに実費諸費用

30日前より11日前まで 申込金全額と最も新しい見積総額の45%ならびに実費諸費用

10日前より前日まで 申込金全額と最も新しい見積総額の45%ならびに納品済物品費用、その他実費諸費用

開催日当日 申込金全額と最も新しい見積総額の100%ならびに納品済物品費用、その他実費諸費用

※ 挙式・披露宴当日より起算

※ 取消料および期日変更料は税金・サービス料を除き、実費諸費用には税金を含みません

※ 「最も新しい見積総額」とは、お客さまとホテルにて取り交わした最新の見積書における、申込金ならびに入金済み金額を含んだ総額を指します

※ 「実費」とは、既にご注文済みの印刷物などの費用およびその他外注品などの解約料を指します

※ 日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取消料とさせていただきます

第6条 装飾・余興などの手配

1. 装飾・装花・衣裳・美容着付・写真・音響・照明・余興・引出物など（企画プランニング、施工などを請け負う個人・企業を含む）については、ホテルより指定の業者に手配させていただきます。お客さまのご都合により、ホテル指定業者以外へ直接手配する場合は、挙式・披露宴を円滑に運営するため、事前にホテルの了解を得た上でご手配ください。なお、上記の場合、搬入・搬出・設置場所・方法などについてはホテルの指示に従っていただきます。なお、別途設置立ち合い料や取扱い手数料を申し受ける場合がございます。またエレクトリックギター、トランペット、太鼓、バンド、オーケストラの

演奏などにつきましては、他会場へ影響を与えるため、使用をご遠慮いただく場合もございます。

第7条 損害賠償

1. お客様の関係者あるいはお客様が直接手配された業者はホテルの施設、什器備品などを破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品などに破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接手配された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、またはその修理、損害賠償金をご負担いただきます。

第8条 不可分債務

1. 挙式・披露宴における債務は、ご両家および新郎・新婦の不可分債務となることをご了承いただきます。

第9条 施設内における事故・盗難

1. 施設内においてお客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承ください。

第10条 禁止事項

1. 次に挙げる各項目は禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
 - (1) 大音響を発するもののお持ち込み、および使用
 - (2) 犬・猫・鳥などの動物、ペット類全般の持ち込み（ただし、法で定める介助犬は除く）
 - (3) 発火、または引火しやすい火薬や揮発性油類および危険性のある製品の持ち込み
 - (4) 強い香りまたは悪臭を発する物の持ち込み
 - (5) 法令または公序良俗に反する行為、賭博などの風紀を乱す行為およびその他のお客様に著しく迷惑を及ぼすと認められる言動
 - (6) 暴力団とその関係者のご利用
 - (7) ホテルの備え付け品の移動
 - (8) ご予約時の使用目的以外のご利用
 - (9) その他法令で禁じられている行為

第11条 契約締結の拒否

1. 披露宴にご出席されるお客様が、以下の項目に抵触する場合、または天災や施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場を使用することができない場合には、ご婚礼披露宴のお申し込みをお断りする場合がございます。この場合、ホテル側よりお申し込

み者に対しての損害賠償は負いかねますので、ご了承ください。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (2) 他のお客さまに著しく迷惑を及ぼすと認められるとき
- (3) 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または関係者などの反社会的勢力であるとき
- (5) 暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (6) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- (7) 他のお客さまに影響を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは、著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (8) 当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (9) 宴会利用申出者の指定暴力団などにおける地位、宴会利用の目的・人数・態様などに照らし、他のお客さまの生命、身体、財産を害するおそれがあると認められる者がいるとき
- (10) この「ご婚礼披露宴規約」および個別に結んだ契約に違反するとき

第12条 契約解除

1. 次に挙げる項目につきましては、お客さま（以下お客さまのすべての関係者、出席者を含む）からの披露宴のお申し込みをお断りするか、既にご契約いただいている場合でも、解約させていただくことがございますのでご了承ください。なお、この場合の解約につきましては、解約に伴う損害賠償などはいたしかねますのでご了承ください。
 - (1) 披露宴に出席する者が、法令または公序良俗に反する行為をなさる恐れがあるとき
 - (2) 披露宴に出席する者が、他のお客さまに著しく迷惑を及ぼすと認められるとき
 - (3) 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または関係者などの反社会的勢力であるとき
 - (5) 暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
 - (6) 法人で、その役員に暴力団に該当する者がいるとき
 - (7) 当ホテルの他のお客さまならびに当ホテル、ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝など、威圧的な不当要求を行う恐れがあると判断した場合、または、かつて同様の行為を当ホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき
 - (8) 天災または、施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができないとき
 - (9) 披露宴に出席する者が、明らかに伝染病にかかっている場合、もしくはその他感染による罹患する恐れのある疾病にかかっているとき
 - (10) 披露宴に出席する者が、この「ご披露宴規約」に違反されたとき
 - (11) ホテルが指定する期日までに挙式・披露宴費用をお支払いいただけなかったとき

第 13 条 個人情報の取り扱い

1. 当ホテルでは、お客さまから提供される個人情報について、別に定める当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱いいたします。

第 14 条 規約の変更

1. 本規約は、民法に定める定型約款に該当し、利用客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性および相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本規約の各条項を変更いたします。
2. 本規約が変更された場合には、変更後の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものいたします。なお、本規約を変更する場合には、変更内容などを記載した書面または客室テレビ内インフォメーションなどを用いて適切な方法にて周知いたします。

2023 年 2 月